

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第24号

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市特別工業地区(山の田)建築条例の一部改正)

第1条 瀬戸市特別工業地区(山の田)建築条例(昭和47年瀬戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(建築の制限) 第2条 特別工業地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。 (1) 法別表第2(る)に掲げる建築物 (2)から(4)まで <省略>	(建築の制限) 第2条 特別工業地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。 (1) 法別表第二(ぬ)に掲げる建築物 (2)から(4)まで <省略>

(瀬戸市特別工業地区(小田妻)建築条例の一部改正)

第2条 瀬戸市特別工業地区(小田妻)建築条例(昭和48年瀬戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(建築の制限) 第2条 特別工業地区内においては、次に掲げる	(建築の制限) 第2条 特別工業地区内においては、次に掲げる

<p>建築物を建築してはならない。ただし、市長が周辺地域における住宅の生活環境の保全を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 法別表第2 <u>(を)</u> 項第2号から第6号までに掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2 <u>(わ)</u> 項第2号（建築物に附属する管理用住宅を除く。）から第8号までに掲げる建築物</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>建築物を建築してはならない。ただし、市長が周辺地域における住宅の生活環境の保全を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 法別表第2 <u>(る)</u> 項第2号から第6号に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2 <u>(を)</u> 項第2号（建築物に附属する管理用住宅を除く）から第8号に掲げる建築物</p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 <省略></p>
---	--

（名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年瀬戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
地区の区分	建築してはならない建築物	地区の区分	建築してはならない建築物
C地区	法別表第2 <u>(に)</u> 項第3号から第5号 <u>まで</u> に掲げるもの	C地区	<u>1</u> 建築基準法別表第2 <u>(に)</u> 項第3号から第5号に掲げるもの
D-1地区	1 法別表第2 <u>(に)</u> 項第3号から第5号 <u>まで</u> に掲げるもの 2 法別表第2 <u>(ほ)</u> 項第2号及び第3号に掲げるもの	D-1地区	1 建築基準法別表第2 <u>(に)</u> 項第3号から第5号に掲げるもの 2 建築基準法別表第2 <u>(ほ)</u> 項第2号及び第3号に掲げるもの

	<ul style="list-style-type: none"> 3 法別表第2(へ)項第3号及び第6号に掲げるもの 4 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの 		<ul style="list-style-type: none"> 3 建築基準法別表第2(へ)項第3号及び第6号に掲げるもの 4 建築基準法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの
D-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 法別表第2(に)項第1号及び第3号から第8号までに掲げるもの 2 法別表第2(へ)項第6号に掲げるもの 3 <省略> 	D-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第2(に)項第1号及び第3号から第8号に掲げるもの 2 建築基準法別表第2(へ)項第6号に掲げるもの 3 <省略>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。